

市営住宅だより

No. 2 2019年(平成31年) 春号



暖かい日が増え、春の訪れを感じる季節となってきましたが、皆さんいかがお過ごしですか。今年度の2回目の住宅だよりを作成しました。市営住宅にお住まいの方にとって大切なお知らせですので、内容を十分に確認してください。



2019年度の工事予定

【道場山住宅C、D棟】 外壁改修、屋上防水改修、共用部の照明器具取替

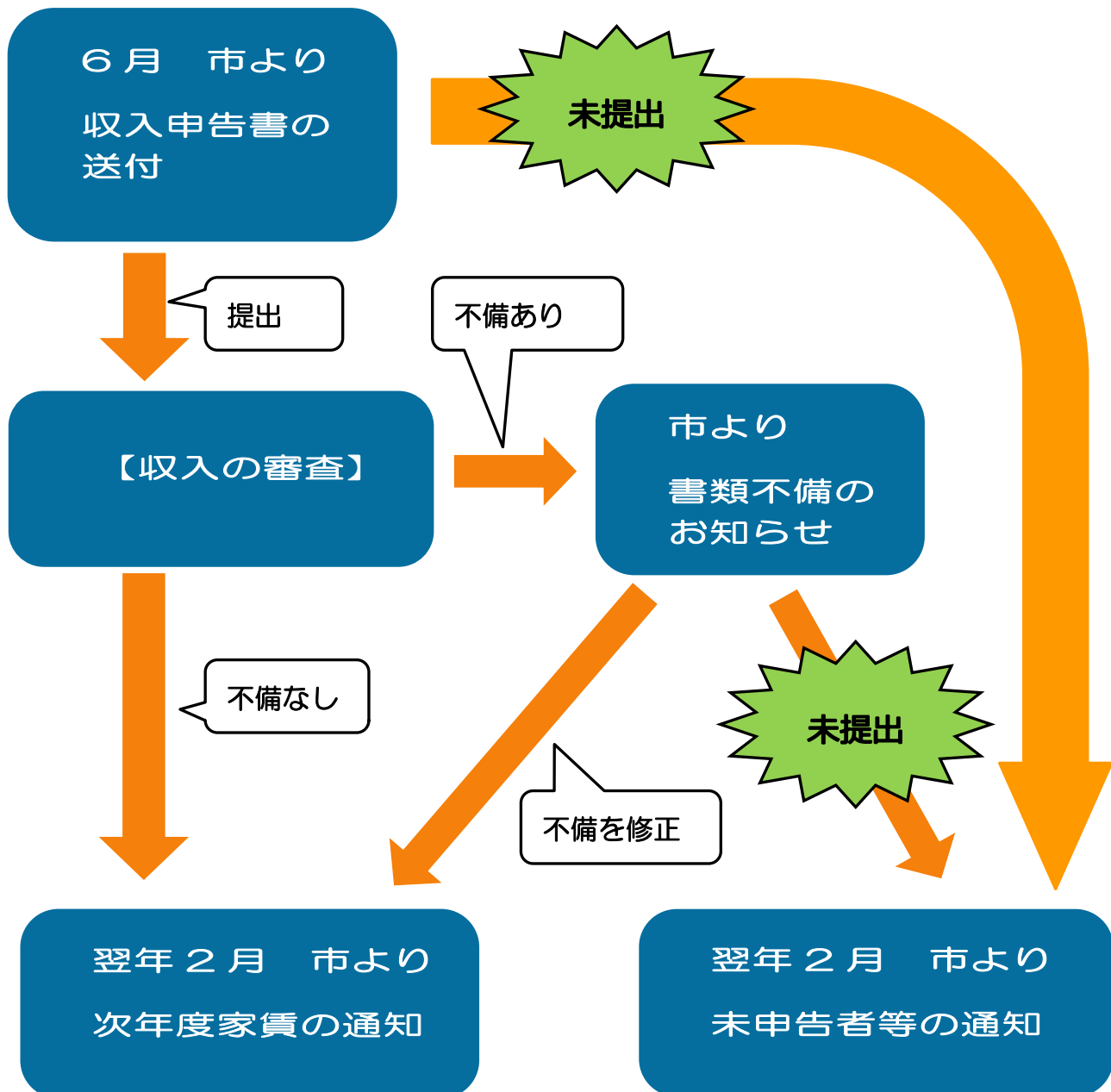
【篠木住宅A、B棟】 外壁改修、屋上防水改修、共用部の照明器具取替

上記の住宅では工事に際して廊下やベランダの荷物の撤去をお願いすることになりますので、今のうちから片付けをお願いします（エアコンの室外機、道場山住宅の洗濯機については施工業者が移動させます）。また、建物を囲うように足場を建てますので、一時的に駐車場所の移動や花壇等の撤去をする場合があります。詳細な工事案内は施工業者決定後に配布します。



家賃決定の流れ

市営住宅は各世帯の所得に応じて毎年家賃を算定します。そのため、毎年6月に送付している「収入申告書」を必ず提出してください。万が一不備があった場合は修正をお願いすることとなりますので、記入例を参考に正確に記載してください。また未提出の場合、近隣の民間賃貸住宅と同程度の家賃を適用することとなり、収入に応じた家賃と比べて高くなる場合がありますので、必ず期限までに提出してください。



収入超過者・高額所得者と認定された方は

市営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方に、収入に応じた家賃で入居していただくための住宅です。したがって入居後に収入が増加した方には明渡しをお願いし、新たに入居を希望する方へ住宅を提供しています。こうした趣旨から公営住宅法等では特に高額



な所得がある方については、自主的に明渡しをしていただけない場合、法的な措置によって住宅を明け渡していただくこともありますのでご注意ください。

住宅用煙感知器が突然鳴り出したら？

住戸内に設置されている煙感知器は万が一火災が発生した際、早期に知らせることで犠牲者を減らすために設置が義務化されています。住戸内の各部屋についている煙感知器は電池式となっており、寿命が近づくと赤色のランプ点滅と同時に警報音が鳴ります。警報停止ボタンを押したり、紐を引っ張ると一時的に警報は止まりますが、一定時間経過後にまた鳴り始めますので、住宅施設課に連絡してください。住宅施設課で交換します。



車を購入したら車検証の写しを提出してください

車を買って替えて住宅施設課に車庫証明を取りに来た方には、購入後に車検証の写しの提出をお願いしています。提出されていない方はご提出ください。

結露を発生させないためには

コンクリートで建設された住宅は気密性が高いため、冬季や梅雨の時期に室内の湿気が壁や窓ガラスの内側に水滴となつてつくことがあります。これが結露です。水滴を放置するとカビの発生の原因となりますので、結露を発生させないことが大切です。対策としては、



- 外の空気は乾燥しています。こまめに換気をして湿度を下げてください
- 室内を温めすぎない、加湿しすぎないようにしてください
- 窓や換気口を少し開けておき、室内の空気が流れるようにしてください
- 24 時間換気システムがついている住宅は必ず電源を入れておいてください



【編集と発行】

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市建設部住宅施設課

電話：0568-85-6294(直通)